

平成29年度 第15回高田区地域協議会 次 第

日時：平成30年3月19日（月）
午後6時30分～

会場：高田公園オーレンプラザ 会議室

1 開会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 地域活動支援事業審査・採択の基本的なルールについて

4 議題

(1) 自主的審議事項 高田公園周辺の雨水排水対策について

(2) 編集委員について

5 事務連絡

6 閉会

■今後の予定

4月16日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

5月21日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

6月18日（月）地域協議会（高田公園オーレンプラザ）

[上越市地域活動支援事業 平成30年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成30年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。

■募集期間

平成30年4月1日（日）から
4月27日（金）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！》

- (1)事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
- ①応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ②応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- (2)平成31年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(参考) 高田区の範囲

町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※ 上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

(1) × 次のような事業は対象とはなりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象となりません。

(2) 審査基準

提案事業は、下記の(ア)、(イ)の審査を行うとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

(ア) 基本審査 …提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。

※ 基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、補助不採択となります。

(イ) 審査項目に基づく審査 …下表の審査の視点に基づき、地域協議会委員が、審査項目ごとに提案事業の採点を行い、基本審査で適合とした委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

| 審査項目 | 配点 | 審査の視点 |
|-------|----|--|
| ① 公益性 | 5点 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 |
| ② 必要性 | 5点 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 |
| ③ 実現性 | 5点 | <ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。 |
| ④ 参加性 | 5点 | <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 |
| ⑤ 発展性 | 5点 | <ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 |

《ここがポイント！3》

- (1)地域協議会の審査は応募書類による審査を基本とします。
- (2)高田区では、審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に当たらない事業は、採択事業を決定する際の優先順位が低くなります。
- (3)応募書類の疑問点等について、必要に応じて応募者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
- (4)問い合わせへの回答方法は、内容に応じて応募者に連絡させていただきます。

■応募方法

所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、南部まちづくりセンターに持参してください。

高田区へ応募する場合は、事業提案書の「(8)事業の収支計画等」に、全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。見積書等は補助対象経費分のみ添付してください。

なお、事業完了後に提出いただく実績報告書（事業結果概要書）には、補助対象経費及び補助対象外経費の全ての領収書写しを添付するとともに、会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印をお願いします。

《ここがポイント！4》

- (1)申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- (2)補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3)市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。
- (4)自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- (5)応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■平成30年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
 なお、高田区における助成金額の上限は、高田区の予算の範囲内です。(下限はありません)

《高田区の予算 1,240万円》

※より多くの団体が採択されるよう、事業提案にあたってはより一層の経費節減をお願いします。

《ここがポイント！5》

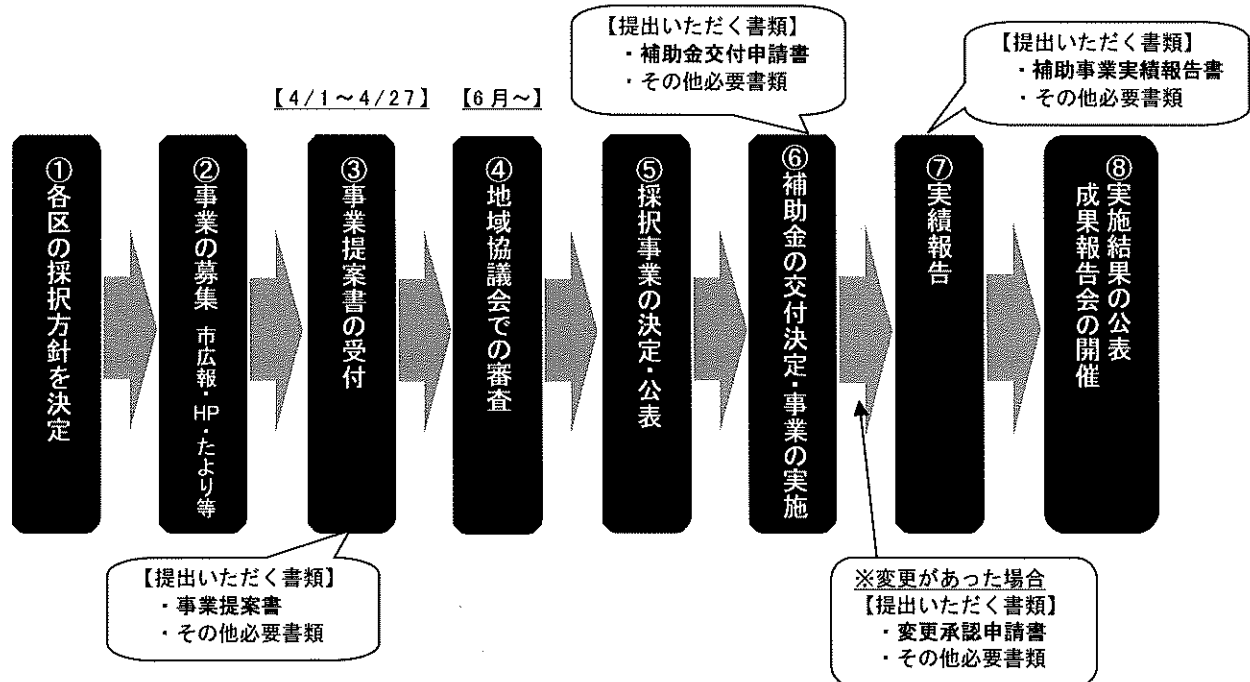
(1)補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図 (事業実施の流れ)



ご応募をお考えの方は、まずはお気軽に
 南部まちづくりセンターにご相談ください！！

こちらまでご相談・ご応募ください！

高田区の担当事務所

南部まちづくりセンター

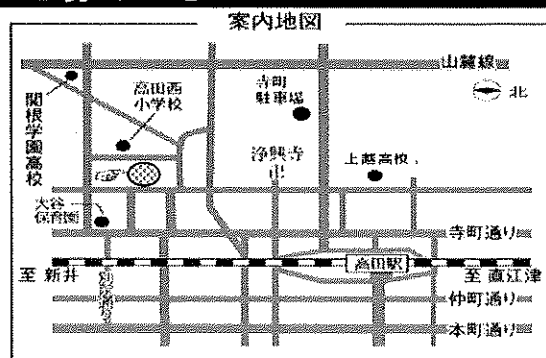
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)

TEL 025-522-8831

—事業全体の問合せ先—

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課

TEL 025-526-5111 (内線 1429)



(案)

平成30年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 西山 要耕

高田公園周辺の雨水排水対策について（意見書）

上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第1項の規定に基づき、高田公園周辺の雨水排水対策について自主的に審議した結果、下記のとおり提出いたします。

記

高田公園周辺の西城町、北城町、東城町などの一部では、昨年及び一昨年、激しい降雨により、外堀および水戸の川からの溢水や樋門閉鎖による雨水幹線の逆流などによる内水浸水被害が発生しました。地域にお住いのみなさんは、雨が降るたびに大変な不安を感じながら日々を送っておられます。このことから、この地域の雨水排水対策にしっかり取り組むことが必要であり、これにより高田区の地域住民は、浸水被害のおそれがない、安全安心な生活を送ることができるようになると思います。

市では、7年確率で1時間当たり47.6ミリメートルの降水量に対応できるよう雨水幹線の整備を進めているものの、高田区における整備状況は53.7%にとどまっていることから、これまでの浸水被害の頻度や状況に鑑み、整備手法や優先順位を定める雨水管理総合計画を策定中としています。

この数十年の間に北城町、東城町などは、もとは田や谷地であったところが住宅地になり、雨水を溜めておく場所がなくなってしまいました。にもかかわらずそれに対応するための整備が進んでいないことから、このように浸水被害が多く発生しているものと考えます。この地域の水害対策は、喫緊の課題と言えます。

この課題を解決するために、次のとおり提案します。

1. 現在市が取り組む雨水管理総合計画の策定を急ぎ、当該地域の雨水を確実に排水するための雨水幹線を早急に整備すること。
2. 今後の豪雨による関川の水位上昇に備え、国土交通省に対し、排水能力毎秒1トンの排水ポンプが現在2基設置されている水戸の川排水機場に、3基目の排水ポンプを早急に設置するよう強く働き掛けること。